

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

わが国では、急速な少子高齢化社会を迎えるとともに核家族化の進行等により、単身世帯や高齢者世帯の増加が進んでいます。また、地域コミュニティの希薄化や価値観・ライフスタイルの多様化により、生活課題が複雑化しています。

本市でも人口減少が続いており、1世帯あたりの人員数が減少しています。単身世帯や高齢者だけの世帯の増加が続いていく中で、これまでのように家族だけの支えあいで安心して暮らせる環境を維持することが困難になってきています。また、既存の制度の枠組みでは対応できない課題を抱える人・世帯が増加しており、課題を抱え込んだまま地域社会から孤立してしまうケースの増加が危惧されています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくためには、行政や関係機関、市民をはじめとする多様な主体が協力し、知恵と力を発揮しながら、協働を通じて、一人ひとりが役割を持って地域づくりに取り組み、地域共生社会を実現することが必要です。

以上のことから、本計画ではこれまで本市で実践してきた取り組みを継承し、さらなる深化・推進を図るため、第3期計画で掲げた基本理念を発展させ、「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」とし、西宮市で暮らす誰もがつながり、お互いに尊重し、支えあい、共に生きるまちの実現を目指します。

基本理念

みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく
共に生きるまち 西宮

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標 1 みんなで育ちあう地域づくり

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らす個人や活動する企業、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体が地域について考え、協働で地域づくりに取り組んでいく必要があります。そのためには、一人ひとりが地域や福祉、人権について正しく理解し、地域における自分の役割を認識しながら、お互いを理解し、認めあい、支えあえる地域であることが大前提となります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、多様な主体による活動を積極的に促進・支援していきます。また、市民一人ひとりの社会的包摂の意識醸成を推進するとともに、地域福祉活動に関わる多様な人づくりに取り組み、「みんなで育ちあう地域づくり」を推進します。

基本目標 2 誰もがつながり活躍できる場づくり

地域には若者や高齢者、障害のある人、子育て中の人等、様々な住民が暮らしています。世代やその人の背景に関係なく人と出会い、つながりを持つことで日頃から声をかけあい、気かけあえる関係づくりが地域福祉の推進につながります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、身近な生活圏域で住民同士が出会い、気軽に参加できる場づくりの促進・支援に取り組めます。また、これまでの「支え手」「受け手」という一方の関係性ではなく、一人ひとりが地域を構成する一員として役割を持ち活躍できる、「誰もがつながり活躍できる場づくり」を推進します。

基本目標 3 総合的な相談支援体制づくり

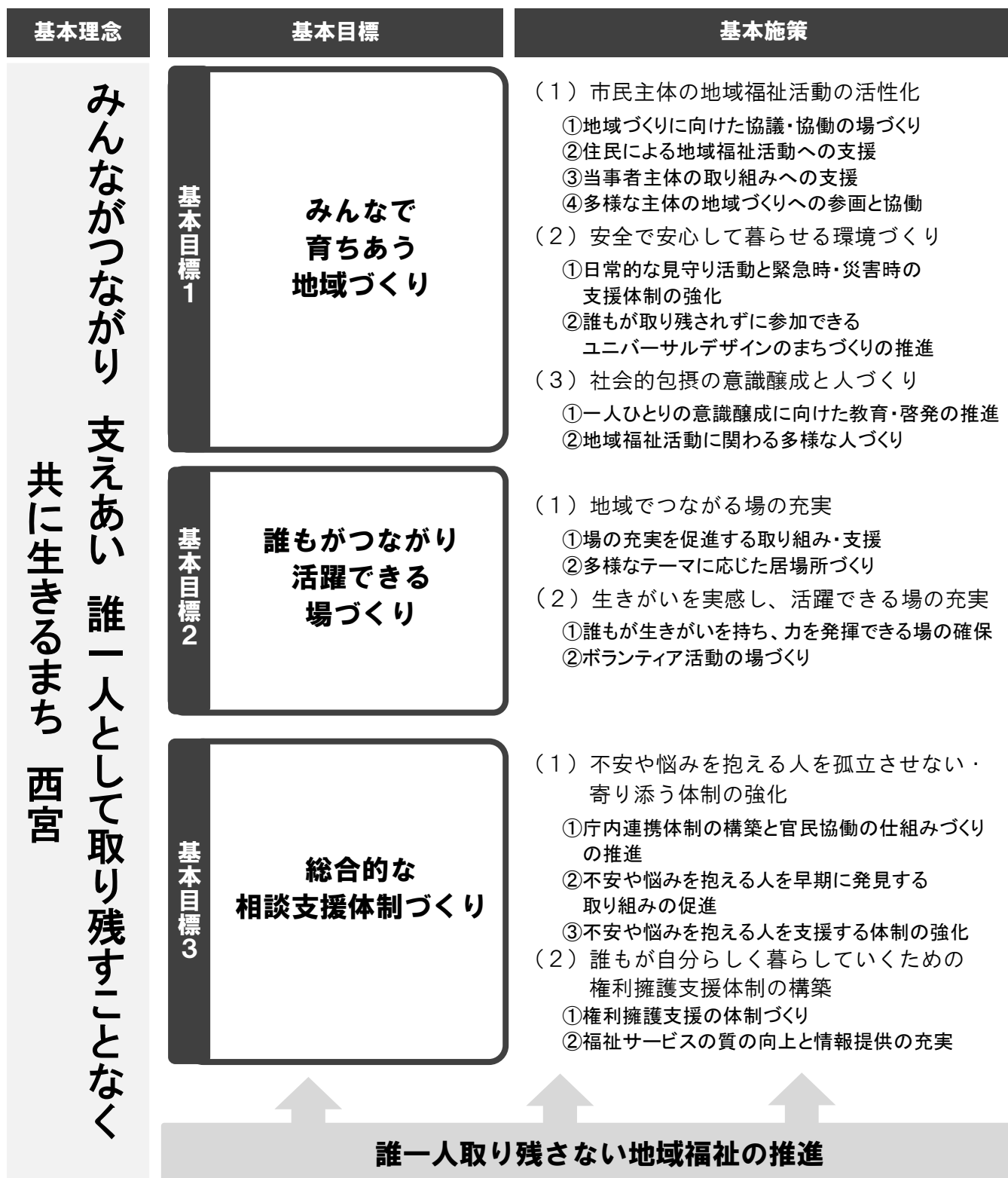
不安や悩みを抱えていても、何らかの理由で人に相談できなかつたり、不安や悩みを抱えていることに気づいていなかったりする人が地域で生活している場合があります。発見が遅くなれば不安や悩みは大きな生活課題となり、解決が一層困難な状況に陥ります。また、少子高齢化や価値観の多様化による関係性の希薄化を背景に、個人や世帯が抱える悩みや不安が複雑化し、1つの機関では対応困難なケースも増加しています。

このような現状に的確に対応するため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりと、複雑化・多様化する生活課題に関係機関が連携して対応できるネットワークの構築に取り組み、「総合的な相談支援体制づくり」を推進します。

「主体」の使い方について

本計画では、市民活動等を自発的に行う個人や自治会等の地縁組織、NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等の地域活動者や組織を表す言葉として使用しています。

3 施策体系



4 計画の重点施策

本計画では、「参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」を柱として、相互に重なりあいながら本市における包括的な支援体制の構築を総合的に推進します。

(1) 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進み、日々の生活において地域住民同士の関係性が希薄化しています。そのため、悩みごとや困りごとを相談できずに孤立したり、異変に気づかれることなく課題が深刻化してしまう事態が発生しています。

そういった問題を解決し、誰一人取り残さない地域を実現するためには、地域に存在する課題を把握し、解決に向けた仕組みづくりを話しあう場が必要です。

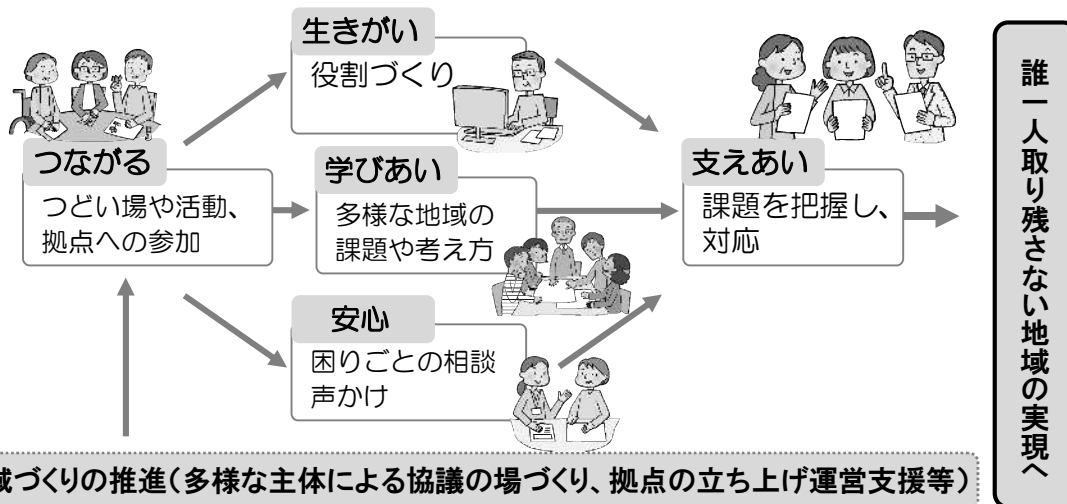
本市では、地域住民を中心に社会福祉法人や民間企業、NPO法人・協同組合等の多様な主体が地域生活課題の解決に向けて参画・協働できる体制づくりを進めるとともに、地域づくりに向けた協議の場づくりを推進することを目指します。

「地域住民」という記載について

「地域住民」とは、年齢や性別、障害の有無、国籍等に関係なく、地域で生活する全ての人の総称です。

■参画・協働を通じて支えあう仕組みのイメージ

拠点や活動の場を交流の機会だけでなく、課題の把握・対応、社会参加につなぐ仕組みとして機能させることで、誰一人取り残さない地域の実現を目指します。

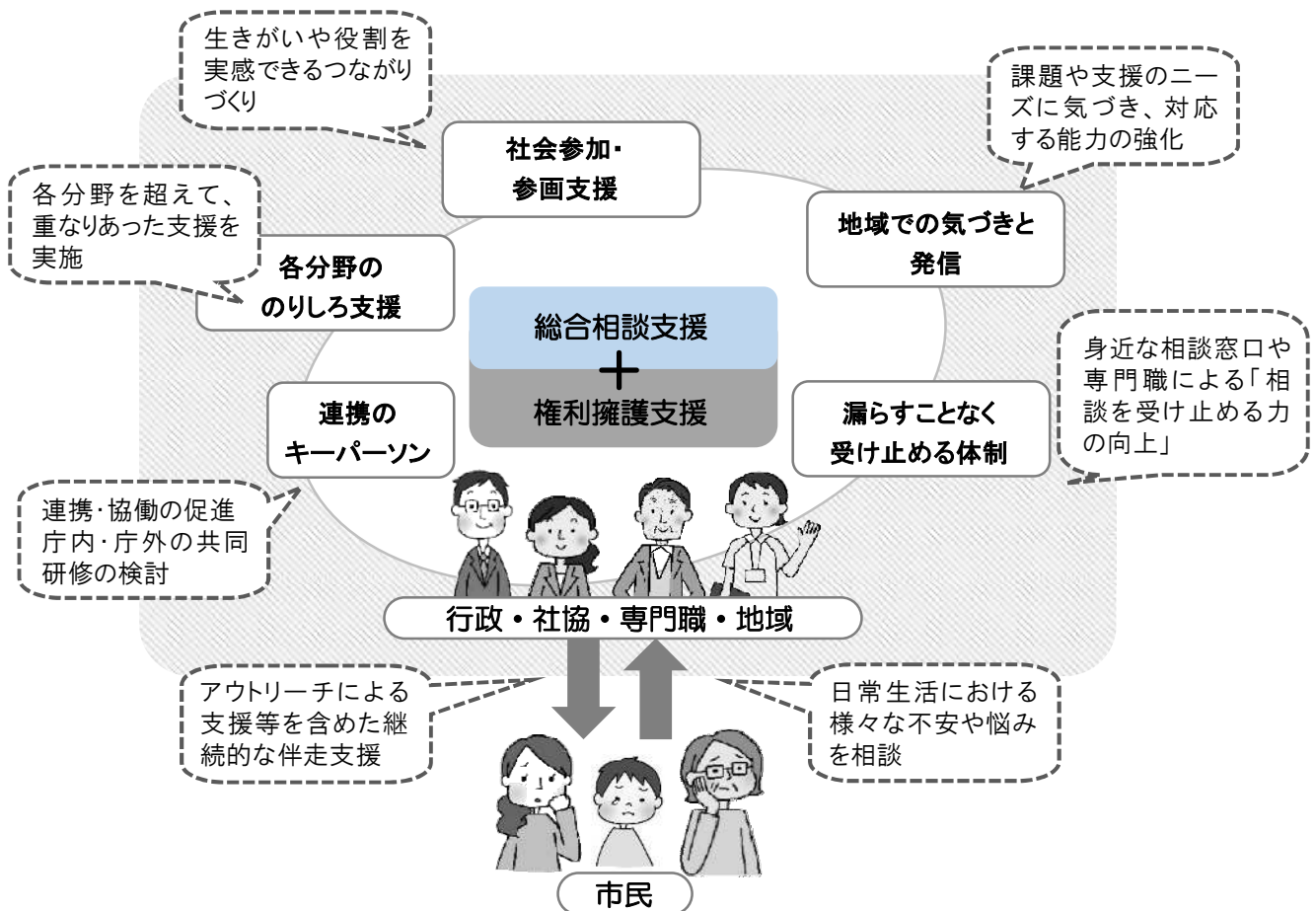


(2) 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進

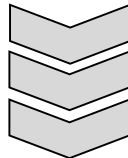
権利擁護支援とは、何らかの事情によって自分の意思や考えを他者に伝えることができない、あるいは伝え方が弱い、日常的に不利な立場に置かれている人が、本来持っている権利を活かして地域の中で自身が希望する生活を送れるよう支援する活動です。また、権利擁護は誰かの力を借りて守ってもらうことだけではなく、本人が主体的に地域の中で生活するために、自身が持つ力や支援を活用する力を高めることです。そのため、権利擁護のあり方や支援方法は権利擁護を必要とする人それぞれで異なり、例えば成年後見制度の利用は、その人の権利擁護が達成されるまでの1つの手法に過ぎません。

総合相談支援体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるよう支援する体制です。本市では、権利擁護支援を基盤とした総合相談支援体制の一体的な推進を目指します。

■権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進のイメージ



本計画で、包括的な支援体制の構築を総合的に推進するための柱として掲げる「参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり」と「権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進」において、下記の内容については特に注力して取り組む「重点施策」として位置づけ、本市における包括的な支援体制の構築を推進します。

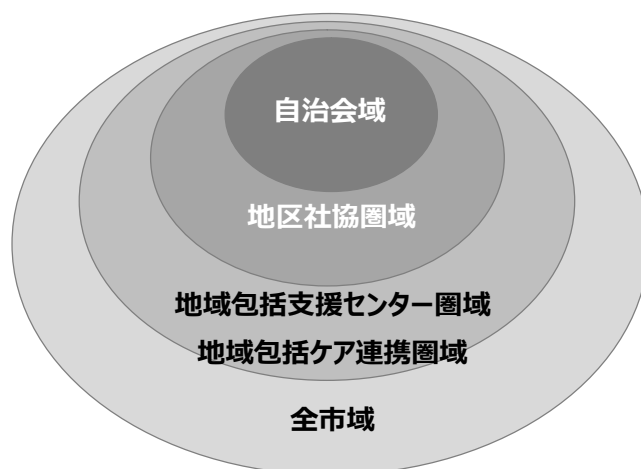


重点的に取り組む内容

- 地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点）
…………… 基本目標 1－（1）－① <P. 22>
- 社会福祉法人による社会公益活動
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- 民間企業等による社会・地域貢献
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- NPO法人・協同組合等団体との協働
…………… 基本目標 1－（1）－④ <P. 24>
- 生活支援コーディネーターによる立ち上げ・活動支援
…………… 基本目標 2－（1）－① <P. 31>
- 分野横断的な連携体制の推進
…………… 基本目標 3－（1）－① <P. 35>
- 官民協働の仕組みづくりの推進
…………… 基本目標 3－（1）－① <P. 35>
- 市役所内の連携と地域ネットワークの協働
…………… 基本目標 3－（1）－② <P. 36>
- 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実
…………… 基本目標 3－（2）－① <P. 40>

5 地域福祉の圏域の整理

西宮市では、次の通り圏域を設定するとともに、各圏域の役割や取り組むべき施策を整理することで、地域福祉の推進に向けた重層的なネットワークの構築を目指します。



重層的なネットワークの構成イメージ

■西宮市における地域福祉の圏域

圏域（圏域数）	施策・取組例
・自治会域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民や自治会による見守り、気のかけあい ・西宮いきいき体操 ・身近な地域でのつどい場活動
・地区社協圏域（36 圏域）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会による各種サロン等の交流活動 ・地区ネットワーク会議の実施 ・共生型地域交流拠点
・地域包括支援センター圏域 （15 圏域） ※地域包括ケア連携圏域 （5 圏域）	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野（高齢・障害・子供・生活困窮等）の専門機関の連携体制構築 ・企業や社会福祉法人等との協働
・全市域	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的な地域生活課題に対応する制度等の施策化

※地域包括ケア連携圏域

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携や、高齢者あんしん窓口の連携による取組を効果的・効率的に推進していくために、15の地域包括支援センター圏域を中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、北部の5つの区域に分けて設定する圏域です。

複数の日常生活圏域を統合することによるスケールメリットを活かして、1つの日常生活圏域では取り組むことが難しい地域づくり等を展開していく圏域となります。